

平成 28 年 2 月 21 日

### 第 3 回ディスクロージャーワーキング・グループへの意見

委員：原田喜美枝

事務局説明資料 資料 1 の 6 ページに関しまして、株主総会の 7 月開催、事業報告・計算書類等の電子化、ともに賛成いたします。

生じる障害についてはいろいろとありそうですから、時間があれば、考えられる障害について列挙し、メリット・デメリットも挙げ、想定できる対応方法も併記して、議論する時間をいただければと思いました。

株主総会の 7 月開催について、議決権行使のための基準日が必然的に決算日と別の日になることが一番の問題でしょうか。株主が権利を行使するには基準日から 3 か月以内に行使するものに限られるという規則（会社法第 124 条第 2 項）が足かせになっているということなら、「有価証券報告書と事業報告の記載時点を基準日とする」という事務局案も一案だと考えます。他にはどのような案がありうるのか、お教えいただきたいところです。

参考までに、3 ヶ月を経過した後での株主総会開催のために、震災後は基準日の 2 週間前までに公告をすることで対応したようです。

電子化については、第三回ワーキンググループにて、数分でご説明いただいた経産省さんの資料によりますと、メリットが大きいようであります。第二回のワーキンググループの際に感じたことですが、委員の方々の中には、電子化とは何か、どのようなことを意味しているのかなどに対してまだ理解が深まっていない中、いきなり出てきた“電子化”という言葉に拒否反応のようなものがあるように感じました。電子化とはどのようなもので、メリット・デメリットは何が考えられるか、諸外国での電子化とはどの程度の電子化なのか（紙・郵送も混ざった電子化が多いと私は理解しています）、日本で導入するならどういう形がのぞましいのかを議論できるところまで、委員間の理解を底上げしていただいて、是非を問うべきではないかと感じております。再度経産省さんにご説明いただく時間があれば幸いです。

ワーキンググループ翌朝の朝日新聞に「東証の決算短信 簡略化に批判」という記事がありました。メディアの報道などいろいろ見聞きしていると、難しいことが多いと思いますが、意見として述べさせていただきます。